平成31年監査報告第1号

定 例 監 査 報告

(定例監査)

建設部教育委員会水道部市立半田病

半田市監査委員

目 次

【定	例 監 査]		1
建 土	設計	部課		3
建	築	課		6
	育委員名 校教育			9
生	涯 学 習	課		10
小「	中学校・幼		小学校、宮池小学校、青山中学校、花園幼稚園)	12
水 上	道 ·	部課		16
下	水 道	課		19
市立	半田病院	完		22
む	す	び		26

監 査 報 告 第 1 号 平成31年 2月13日

半 田 市 長 様 半 田 市 議 会 議 長 様 半田市教育委員会教育長 様

半田市監査委員 西川 承

半田市監査委員 沢 田 清

定例監査結果の報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づいて定例監査を行ったので、その結果を 同条第9項の規定により報告いたします。

第1 監査の時期及び対象

建設部	平成 31 年	1月18日	土 木 課・建 築 課
教育委員会	IJ	1月18日	学校教育課・生涯学習課
	IJ	1月17日	岩滑小学校・宮池小学校
	IJ	1月16日	青山中学校・花園幼稚園
水 道 部	平成 30 年	12月25日	上水道課•下水道課
市立半田病院	IJ	12月25日	管 理 課・医 事 課

第2 監査の方法

平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業が、関係法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として平成30年10月31日現在で調製された資料により、監査委員室及び現地において関係職員からの説明を聴取し、都市監査基準の規定を適用し監査を実施した。また、昨年度から引き続き、重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況について主要なテーマとして監査を実施した。

第3 監査の意見

財務に関する事務の執行状況は、一部に改善を要する事例が見受けられたが、おおむね適正 かつ効率的に執行されていると認められる。

なお、主要なテーマとして実施した重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況についての意見、要望は次のとおりである。

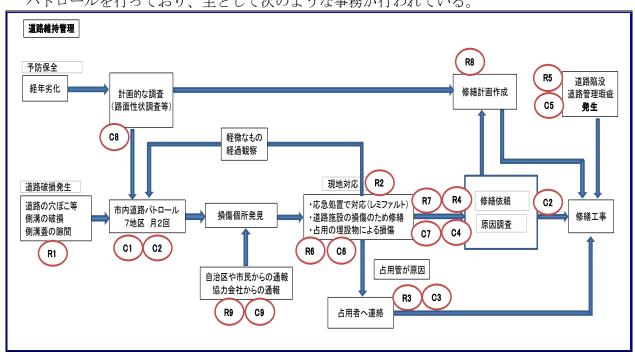
建設部

1 土木課

(1) 重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況

○道路維持管理に関する事務

建設部土木課では、道水路施設の破損等による道路管理瑕疵の発生を未然に防ぐため、道路パトロールを行っており、主として次のような事務が行われている。

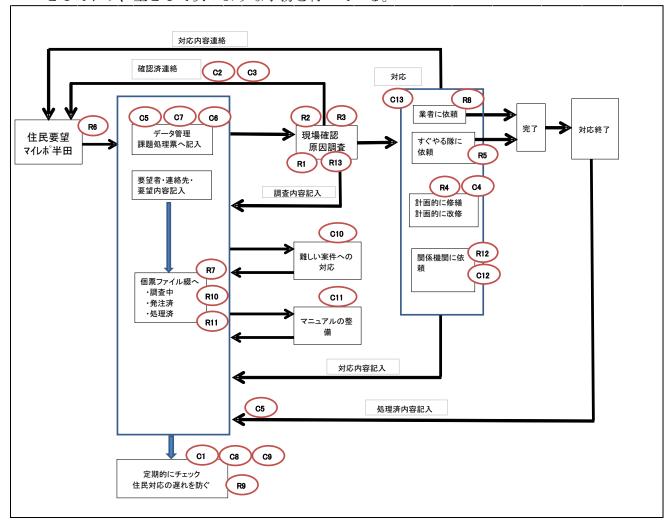


リス クNo.	リスク	リスク評価	統 制 No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	・市内の全域の市道を管理しているが、日々の管理が隅々まで行き届かない。 ・職員により道路パトロールを定期的に実施しているが、突発的に発生した道路破損の発見が遅れてしまう。	高	C1	・定期的な道路パトロールを行うことで、 道路の損傷度の点検を行うとともに点検 時に発見した損傷の応急処置を行い予防 保全に努める。 ・土木課職員による道路パトロール以外に も、全市職員、自治区、市民の方及び道路 占用者に道路破損の情報提供の依頼を行 う。 ・市内の建設会社で組織された建設防災協 会に道路パトロール実施の協力依頼を行 う。	都度
R2	点検者熟練度の差により、処理方法 に違いが生じている。	中	C2	・2 人一組での道路パトロールを行うことで、熟練度の差をなくすようする。 ・修繕方法については、上司が内容のチェックを行う。	都度
R3	道路占用物件が原因で道路陥没が 発生する。	中	СЗ	・占用者に対し占用物件の適正な維持管理 について指導する。 ・占用工事による舗装復旧について、影響 範囲の施工の徹底を図る。	都度

R4	工事の発注が遅れる。	中	C4	課題処理票等によって発注の進捗を把握 することにより発注遅れを未然に防ぐ。	都度
R5	道路管理瑕疵が発生した場合、対応 の遅れから、同じ場所で再び発生す る可能性がある。	中	С5	通報を受け次第、至急現場を確認し、適正 な対応をし、再発の防止に努める。	都度
R6	道路上での作業中に事故にあう。	中	С6	交通整理を確実に行う。危険な場合は無理 に作業を行わず、応援を要請する。	都度
R7	応急処置したレミファルトが剥が れ、再び道路陥没が発生する。	中	С7	大型車の通行がある道路については、速やかに本復旧を行う。	都度
R8	修繕計画により工事が予定されて いるものの、予定よりも早く舗装が 傷む。	中	C8	道路パトロール職員に修繕計画を周知するとともに、職員からの情報により修繕計画を見直す。	都度
R9	道路の損傷等に対する関心が低下 する。	低	С9	市報やホームページ等を通じてPRを行っていく。	都度

○ 道路維持修繕に関する事務

建設部土木課では、側溝の浚渫や草刈りを始めとした住民からの要望に対して、早期に現場確認するとともに、実施の可否、実施時期について、要望者に回答しながら対処することとしており、主として次のような事務を行っている。



リス クNo.	リスク	リスク評価	統 制 No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	住民要望を各担当者に割り振り対応しているため、担当者に遅れや忘れが起きると、そのまま住民対応の 遅れとなる。	高	C1	要望案件毎に「課題処理票」を作成し、誰でも確認できる紙ファイルとし、担当副主幹が定期的に確認することにより、業務の遅れを未然に防ぐ。	都度
R2	住民要望について、要望内容の意図 を誤る。	中	C2	現場確認及び原因調査後、要望者に連絡することにより、内容の間違いを防ぐ。	都度
R3	情報提供の場所が間違っており、発 見できない。	低	С3	現場確認及び原因調査後、要望者に連絡することにより、内容の間違いを防ぐ。	都度
R4	次年度以降の修繕計画リストから 外れてしまう。	驴	C4	計画的に修繕計画箇所に指定されたリストをデータ化し、定期的に副主幹が修繕済み箇所をチェックする。	都度
R5	すぐやる隊への依頼に遅れを生じ たり、忘れてしまう。	一一一	C5	「課題処理票」への入力を行うとともに作業員には、依頼書を渡し、作業の完了時に確認することにより、作業の遅れを未然に防ぐ。	都度
R6	以前に住民から受けた要望について、担当者が不在時に再度問い合わせがあった場合、対応状況が把握できない。	低	C6	課内の共有フォルダである「課題処理票」 の内容をエクセルに入力し、随時更新する ことによって、対応状況の共有を図ってい る。	都度
R7	完成していないのに完了済としてしまう。	高	C7	課題処理票の内容を見直し、完了したこと が分かり易くする。	都度
R8	担当者が業者に発注するのを忘れてしまう。	中	C8	定期的にエクセルファイルをチェックし、 進行管理を行う。	都度
R9	チェックが定期的にされず、未処理 が増える。	高	С9	複数でチェックする。	都度
R10	処理が難しい案件に時間を要して しまう。	高	C10	経験のある職員による相談会を定期的に 行う。	都度
R11	担当者により対応方法に違いが出る。	高	C11	マニュアルを作成し、処理方法を明確にする。	都度
R12	関係機関の対応が遅く、苦情が発生 する。	高	C12	関係機関に伝えて終わりとせず、円滑に要 望事項が進むよう働きかける。	都度
R13	要望件数が多く現場確認に遅れが 生じる。	高	C13	現場当番以外の職員で対応する。	都度

(2) リスクに対する意見・要望

道路維持管理では、道路パトロールを7地区で月2回実施しているが、危険箇所をいち早く発見することは、重大事故の予防に繋がるため、非常に良い取り組みである。危険箇所の発見には高い経験値が必要であるが、新入職員でも経験者と同レベルで対応できるように、ノウハウを口頭だけでなくチェックリストの形で文書化していただきたい。

また、側溝の蓋やグレーチングなどは無許可で設置された物件が市内に多数あるが、設置者は申請手続きが必要であることを知らずに設置することが多い。無許可の物件が原因で事故が起きた場合、設置者にも責任が及ぶことを広報を通じて周知し、市の基準に適合した物件で申請し許可を受けるよう促していただきたい。

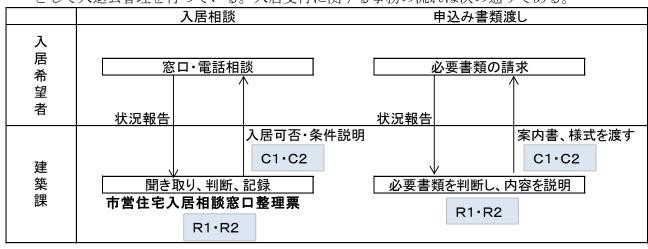
なお、無許可物件の設置者を全件特定することは事実上不可能であるが、所有者不明の物件が原因で事故が発生した場合、市の責任となり得ることに十分留意され、危険箇所は必要最低限の修繕を施し、建築、農地転用時等に指導を行うなどして、無許可物件をこれ以上増加させないよう努められたい。

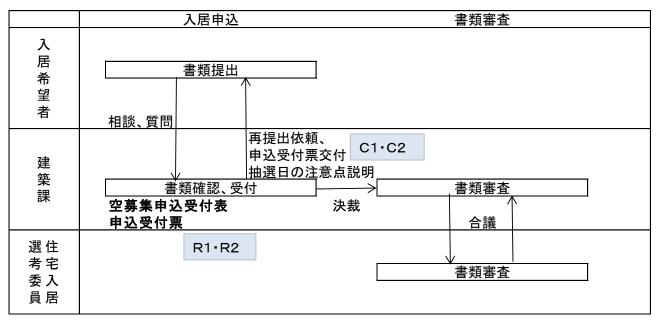
2 建築課

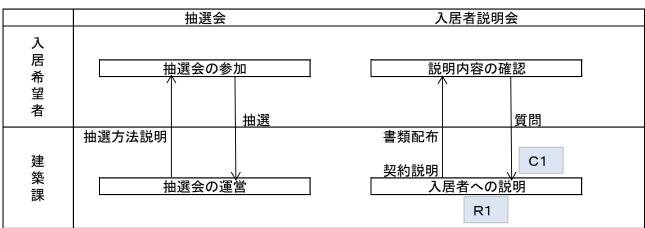
(1) 重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況

〇 入居受付に関する事務

建設部建築課では、住宅に困窮する低所得者のため、市営住宅の維持管理を行っており、主として入退去管理を行っている。入居受付に関する事務の流れは次の通りである。



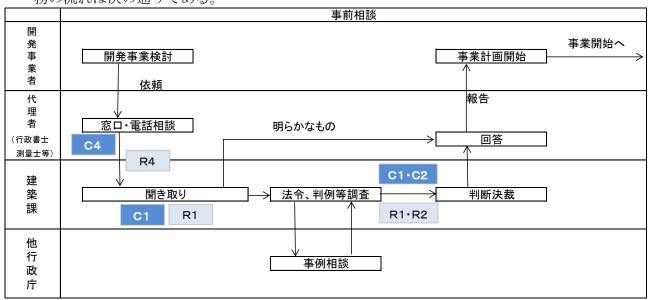


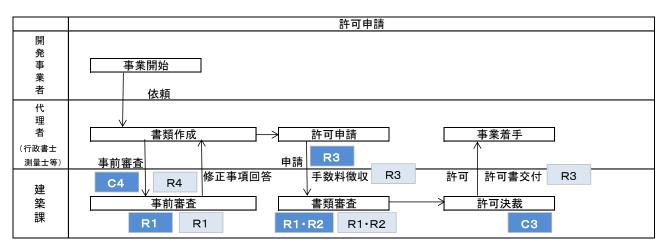


リス クNo.	リスク	リスク評価	統制 No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	入居希望者に職員の説明が 伝わらない、 誤解、曲解される。	高	C1	市営住宅入居相談窓口整理票を利用して聞き取りし、申込みにあたって必要な書類や条件は、市営住宅申込案内書を活用し、文字で伝える。特殊なケースは複数の職員で対応し、記録に残しておく。	都度
R2	担当者の判断にバラツキが 生じるリスク	高	C2	市営住宅入居相談窓口整理票、市営 住宅申込案内書、マニュアルを活用 して判断する。迷うケースは複数の 職員で判断する。	都度

〇 開発行為許可申請に関する事務

建設部建築課では、都市計画法の開発行為許可申請審査事務を行っている。審査に関する事務の流れは次の通りである。





リスクNo.	リスク	リス ク評 価	統制 No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	担当者の判断にバラツキや審 査漏れが生じるリスク	高	C1	・窓口相談時の判断におけるマニュアルを作成 ・従来のチェックリストに加え、 詳細な項目を抽出した「適合確認 リスト」を作成し、判断のバラツ キ、漏れを無くす。また、決裁書 類に添付し、課長は、内容を確認 のうえ、決裁印を押印する。	都度
R2	審査漏れ	低	C2	・受付台帳より、過去の申請の処理状況を、月末に行い、未処理物件の把握を行う。(受付時、台帳記載と合わせ過去状況の把握も行う。)	都度
R3	発行書類の錯誤 (手数料、許可書)	低	СЗ	・納入通知書を交付する際、作成者ではない者のチェックを受けた後、通知書を渡す。 許可書(案)を決裁に添付し、 起案者以外がチェックを行い、 課長が承認印を押印する。	都度
R4	外部からの不当要求	中	C4	半田市接遇基本マニュアル(不 当要求行為等防止編含む)、を、 窓口配置し、また、2人職員によ る対応を行う。	都度

(2) リスクに対する意見・要望

市営住宅は有期契約でないため、いったん入居してしまえば入居条件を満たさなくなっても居住し続けることが可能となっている。本来、公営住宅を必要としている市民から見て公平ではない状況と言える。有期契約としない理由を精査し、時代に即した契約条件を再考されたい。市営住宅家賃の未収金対策は積年の課題であり、解決困難案件も相当数残っていると推察できる。まず、新たな未収金を発生させないことに注力している現在の体制を維持しつつ、解決困難案件については、弁護士法人への回収業務委託等の新たな手法も検討し、解決を目指すことを要望する。

(3) その他の意見・要望

家屋の耐震診断事業について、危険と診断された場合でも、その後の所有者の対応に市が関与できない状況である。私有財産管理は所有者個人の責任で行われるべきものではあるが、補助金等の市の支援制度を積極的にPRし、公共の安全のために必要な修繕や取壊し等を推進されたい。

教育委員会

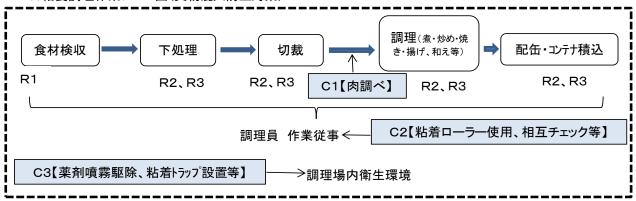
1 学校教育課

(1) 重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況

○学校給食異物混入防止及び混入発見時の対応に関する事務

給食センターでは、市内の小中学校向けに約11,000食の学校給食を調理し配送しているが、マニュアルに沿って、給食に異物が混入しないように事前に防止するとともに、混入していた場合は適切に対処している。

☆給食調理作業フロ一図(異物混入防止対策)



リス クNo.	リスク	リスク評価	統 制 No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	食肉への異物混入(目視確認が難しい)	高	C1	手で選り分けながらの目視確認(肉調べ)を行う	毎回
R2	調理作業中の調理員の毛髪の混入	中	C2	自宅でのブラッシング、適格な着衣と粘着ローラ ーの使用及び調理員の相互チェック	毎日
R3	調理場内でのネズミ、衛生害虫の発生	中	СЗ	薬剤噴霧駆除、生息・環境調査、粘着トラップ設 置	定期的

(2) リスクに対する意見・要望

平成 28 年度に作成した異物混入対応マニュアルに基づき、給食センターや各学校で適切な運用がされており、早い段階で異物を取り除くコントロールが実践されている点は評価している。給食調理を行う委託業者から、チェック体制や異物発見の報告を受けるだけでなく、調理業務に積極的に関与し、一緒に改善点を見つけるなど協力体制を築くことで、異物発見の精度を高めていただきたい。また委託業者から専門的なノウハウを吸収することと合せて、十分な事例分析が必要と考えている。事例分析はリスクコントロール上、非常に重要であり、どの段階で異物が発見されたかにより大きく対応が異なる。発見に至った過程と前段階で発見できなかった理由を分析した上で、マニュアルの追加、改善に活かし、同じ過ちを繰り返さないようにしていただきたい。

(3) その他の意見・要望

ア. 給食センター移転について

老朽化した給食センターの新築は、安全かつ衛生的な給食提供の観点からも有効である。最新機器導入により、異物発見を自動的に行うことで、人的ミスを低減できる効果もある。耐震化がされていないセンターで働く職員、調理員の就労環境も考慮すると、一刻も早い建替えが必要であり、スピード感を持って候補地選定、ハード整備と進めていただくよう要望する。

イ. 学校教育課のリーダーシップについて

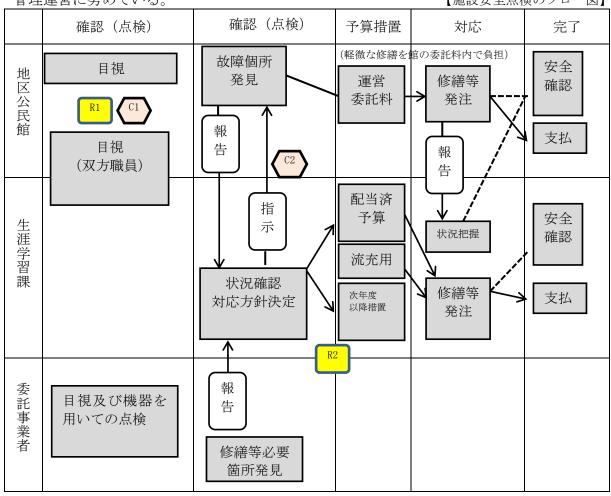
各小中学校では、毒物劇物、金庫管理等のマニュアル整備が終了し、実態に則してオリジナル事項を追加するなど見直しの段階となっているはずであるが、十分な運用がされていないため、基本的な書類が未整備であり、定期確認も怠っているケースが見受けられた。各校で曖昧になっているUSBメモリの扱いなどを記載した個人情報マニュアルの整備を含め、学校教育課がリーダーシップをとり、全校への周知指導を強化し、整備運用体制の底上げを図っていただきたい。

2 生涯学習課

(1) 重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況

〇地区公民館の施設管理に関する事務

地区公民館は施設、設備ともに経年劣化が進んでおり利用者が安全かつ快適に利用できるよう不具合等の有無について、館職員の目視による点検、生涯学習課担当職員の目視による点検及び業者(冷暖房機器、消防設備、屋外照明灯等)による点検を実施し、施設の適切な管理運営に努めている。 【施設安全点検のフロー図】

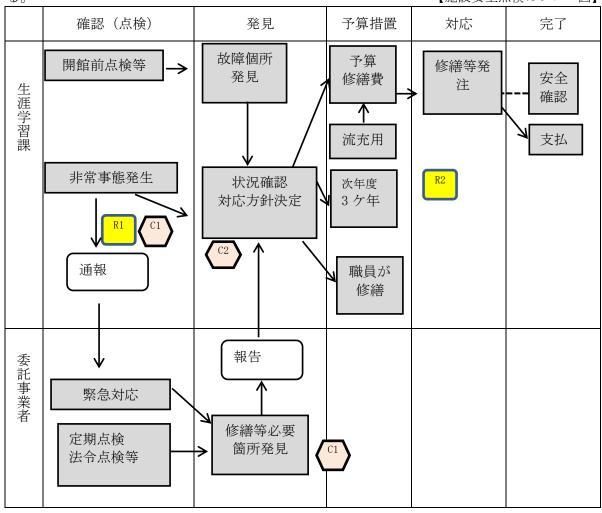


リス クNo.	リスク	リスク評価	統 制 No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	日常的な点検は地域住民である非常勤の 館職員に頼ることとなり、その間に事故等 が発生するリスクがある。	高	C1	担当職員は館職員に、毎日の鍵の開閉時や利用者 との会話の中で不具合の有無の把握に努めるよ う指示し、また、職員自身も定期的に館に行き、 現状把握に努める。	定期的
R2	予算等の理由により対応が翌年度以降と 遅れる場合、その間に事故等が発生するリ スクがある。	搞	C2	担当職員は館職員に、対応方法を明確に説明し、対応がなされるまでの間特に注意するよう指示する。また職員自身も定期的に現場を確認する。	定期的

〇福祉文化会館の施設管理に関する事務

福祉文化会館は昭和63年に開館後、30年以上経過しており、施設や備品類の老朽化が著しいため、計画的に設備改修をする必要がある。担当職員が日常的に開館前の見回りなどで点検するとともに、業者による法令点検及び定期点検を実施し、施設の適切な管理運営に努めている。

【施設安全点検のフロー図】



リス クNo.	リスク	リスク評価	統 制 No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	空調・電気・水道・防災設備などの主要な設備に不慮の故障が発生したときに、早期に復旧できないリスク。	高	C1	担当職員は主要設備の操作を習得し、 初動対応をできるようにする。 非常時での業者への連絡先を確認し ておく。定期点検等で報告のあった異常 個所は計画的に修繕する。	都度
R2	予算等の理由により対応が翌年 度以降と遅れる場合、その間に事 故等が発生するリスクがある。	高	C2	修繕の必要箇所を把握して、優先順位 を決めて、適切に予算を執行する。 大規模修繕は 3 ケ年実施計画等に計 上して予算を確保する。	都度

(2) リスクに対する意見・要望

地区公民館の管理については、点検項目のリスト化により、公民館長が行う日常点検の平準化を図ったことは評価したい。異常があれば、生涯学習課職員へ連絡する仕組みも構築しているとのことだが、まずは 14 館全ての公民館が同じレベルで点検が実行されていることを確認する責任がある。そのためには公民館長会議における情報共有、指導を徹底するとともに、公

民館を巡回する職員に対しては、何を聞き取り、チェックするのかをリスト化し、公民館長が 行う毎日の施設チェックについては、管理簿等で異常が無かったどうかを確認する体制を構築 していただきたい。

(3) その他の意見・要望

福祉文化会館、地区公民館とも施設の老朽化とともに、施設、設備の故障は頻発することとなるが、点検を充実することで、故障の兆候を把握することはできる。故障寸前まで使用することがコスト的に有利な場合もあるが、突然の故障による利用中止、急遽対応する発注コストを考慮すると、メリットばかりではない。利用者の安全確保を第一優先とするのは当然のこと、日常点検で故障発生を感知した場合には、同時期に整備した類似施設を専門業者に点検してもらうなど、一斉交換した場合のコストも検証し、故障前の事前交換も選択肢の1つとするなど積極的な対応を考えていただきたい。

3 小中学校・幼稚園

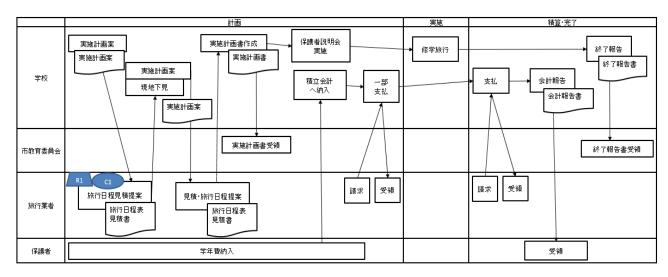
- 岩滑小学校:ふるさと岩滑を教材化した学習の推進、南吉記念館や地域素材の積極的活用により、郷土愛を育む道徳教育の推進と、キャリア教育を土台に、元気・笑顔・優しさいっぱいの子どもを育てる半田の教育を、教職員の磨き合いと保護者・地域の人との協働によって展開している。
- 宮池小学校:市内でも比較的新しい学校で、荒れ地から植樹等をして作りあげてきた歴史がある。卒業生が今の親世代であることもあり、平成24年から学校運営支援協議会を立ち上げ、応援団という組織を作ったり、PTAの中からボランティア活動を行ったりと、学校と地域との繋がりが強いのが特徴。防災ボランティアである自主防災会の方々による防災授業をカリキュラムに取り入れ、各学年に応じた防災教育を行っているなど、地域とともにある学校づくりを行っている。
- 青山中学校:昭和55年に成岩中学校より分離独立し、知多半島の中学校では唯一の分校である 愛厚ならわ学園分校を抱えている。本年度の重点努力目標は5つあり、1.「自主的 に行動する生徒」では生徒会活動に力を入れ、2.「思いやりの心」では特別支援学 校及び分校の生徒との交流、道徳の授業重視、3.「分かる授業づくり」では主体的・ 対話的で深い学び、ユニバーサルデザイン化、4.「地域との連携」では、地域から の要望による生徒のボランティア活動、5.「働き方改革」では教員の部活動の休日 を週2日設け、行事の精選や会議の見直しを行うなどの取り組みをしている。
- 花園幼稚園:花園会や地域との連携を図り、保護者も子どもも成長できるような関係づくりに 努めるとともに、心豊かな子どもたちを育成する。また特別な支援を要する子の 園内検討会議 (チューリップの会)の充実を図り、幼児の心身の成長につなげて いる。

(1) 重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況

今回、定例監査を行った各小中学校、幼稚園には、修学旅行及び遠足などの特別な団体行動における計画から精算・完了に至るフロー図から、リスクや注意事項を抽出してもらい、対応策やルールが適切に運用されているかについて確認した。

〇修学旅行等の団体行動の計画から精算・完了に至るまでの事務(青山中学校)

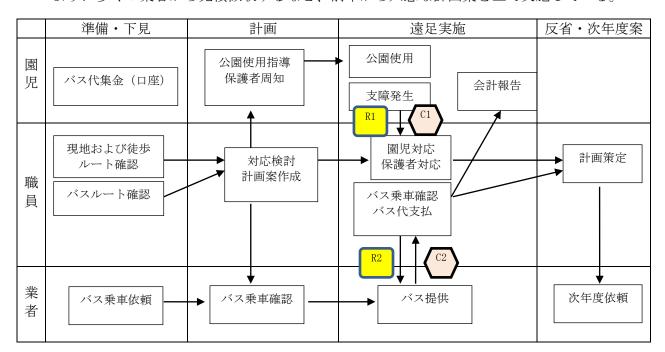
教育課程上の学校行事として修学旅行を行っており、毎年、前年度に計画を立案して、 業者からのプレゼンを受けて選定を行っている。その後、現地下見などを経て詳細な日程 案を作成、保護者説明を開催後、修学旅行を実施する。



リス クNo.	リスク	リスク評価	統 制 No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	不当に高い金額で、不利な条件で契約する。	哥	C1	4 社にプレゼン依頼をしたが、対応していただいたのは1社のみ。例年と比較し、不明な点があれば業者へ確認する。	都度

○遠足等の団体行動の計画から精算・完了に至るまでの事務(花園幼稚園)

花園幼稚園では、秋はバス会社に依頼し、市外の公園で遠足を実施している。園児の安全を確保するため、事前に職員が下見を行うほか、バス利用額が過度な保護者負担とならないように多くの業者から見積徴収するなど、前年から入念な計画案を立て実施している。



リス クNo.	リスク	リスク評価	統 制 No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	園児に重篤なけが・病気が発生する。	高	C1	担任以外の職員も必ず付き添う体制とし、問題発生時に個別に対応できるようにする。また、保護者への緊急連絡用ファイルと携帯電話を携帯し、すぐに連絡が取れるようにしておく。	都度
R2	バス借上料が年々高騰し、保護者 負担が増大する。	高	C2	担当者が広範囲に業者選定を行ったか を園長が確認する。依頼する際も園長の 立会いのもとで見積もり書を確認する。	都度

(2) リスクに対する意見・要望

修学旅行では、業者見積もりの競争相手が不在であるため、不当に高い請求をされるリスクを、遠足では加えて、病気やけがなど発生した際、迅速な対応を迫られるリスクを挙げて対応策を講じている。これらも大事なリスクであるが、他にも地震、欠席者、交通事故発生の対応、金銭的な補償など多くのリスクが考えられる。さまざまな事態を想定して対策をあらかじめ協議していくことが重要な目標である。修学旅行、遠足におけるリスクコントロールを再検討することと合せて、他の事業、イベント開催時にも、発生しうるリスクを抜き出して、誰がどのように対応していくのか、より具体的、実践的に話し合っていただきたい。

(3) 理科準備室、金庫、個人情報管理について

小中学校内及び園内の説明を聞きながら現場確認を行った。その中で、監査の目的・効果については、次の4点を主眼とした。

① 財産管理について

公金を使って購入している設備や備品等の管理(取得、除却等)及び台帳の整備状況の検証を行うこと。

② リスク管理について

個人情報のセキュリティ管理や想定される事故、災害などのリスクに対する対応策について協議すること。

③ 課題、要望の抽出

現場に潜んでいる課題の抽出や要望事項の聞き取りにより、今後の改善につなげること。

④ 監査の効果

監査実施前の自己点検により、業務ルールの見直しや保管備品等の整理整頓がなされるはずであり、さらに、監査指摘事項への対応により不備の改善がなされること。

以下、確認時に気づいた点を記述するので、見直し等を図られたい。

ア 不用備品の除却推進について

使用不能なもの、使う見込みがないものなどの不用な備品が、廃棄にかかる費用負担等を理由に適切な処理がなされていないものが見受けられた。このまま保管していても、いずれは廃棄し、費用を支払うものであるので、スペースの有効活用や防災の観点からも早期の廃棄を推進していただきたい。

イ 薬品管理について

「毒物劇物危害防止規定」に基づき毒物、劇物は、鍵付きの薬品庫で厳格に管理しているが、表示がされず、指導要領の改訂後で不用となった薬品についても放置されている現状が見受けられた。保管しているだけで厳重に管理を行う責任が生じるので、使う予定がない薬品は廃棄を進めていただきたい。また、廃棄を行った場合には、紛失でない証拠として廃棄対象物及び廃棄年月日を記録として残すことを徹底されたい。

<使用されていない機器>



<配置位置が決まっていない薬品庫>



ウ 避難経路の確保

避難の際、廊下に設置された消火器が、ベランダへ出る避難経路を塞ぐ危険な障害物とならないように、設置場所を再考し、カバーをかけるなどの措置を講じていただきたい。

<廊下に設置された消火器>



エ 金庫内での個人情報の整理

個人情報を金庫内で保管する際には、管理簿を整備したうえでの定期的な棚卸し、管理職の 検閲を徹底されたい。一部に管理簿が整備されず、一般書類が空きスペースに収納されている 状況が見受けられた。金庫内で保管する以上は、管理簿に登録したうえで定期的な棚卸し対象 になることを認識し、安易に空きスペースを利用すべきではないことを自覚していただきたい。

(4) その他の意見・要望

幼稚園や学校に設置されている遊具は、定期点検は受けているものの、開設当時に整備されたままで更新されない状況となっている。主に鉄骨造であるため塗装を中心とした修繕が繰り返され、遊具は建物本体の更新まで検討もされていない。点検により危険はない担保があるものの、30年以上経過した時代遅れの遊具が多く、施設同様に遊具でも格差が生じている。日々、子供たちが触れる遊具については、壊れていなくても更新するルール作成を検討していただき、これに基づく定期的な更新を図っていただきたい。これは幼稚園や学校を統括する学校教育課の責務であると考えている。

水 道 部

1 上水道課

(1) 業務状況

平成30年9月末現在における業務状況は、給水人口119,045人、給水戸数54,222戸であり、 前年同期に比べ給水人口は698人(0.6%)、給水戸数は799戸(1.5%)増加している。

人口総数に対する普及率は、前年同期と変わらず99.39%となっている。

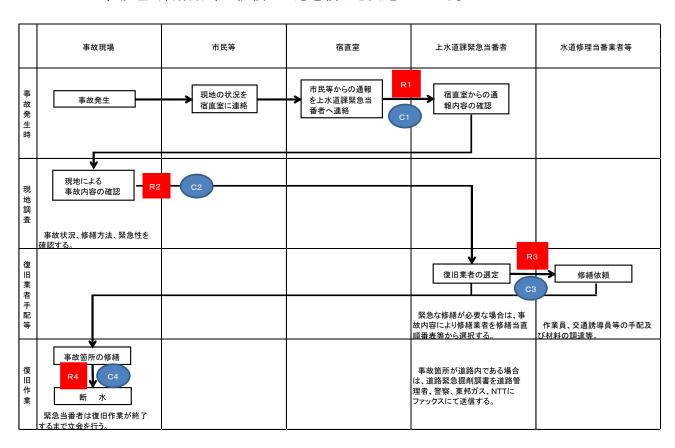
愛知県からの受水量(配水量)は 7,231,215 mであり、前年同期に比べ 21,623 m(0.3%)増加している。また、配水量と給水量を対比した有収率は 93.5%であり、前年同期に比べ 0.2%低下している。

経営状況は、給水量が 6,758,051 ㎡で、前年同期に比べ 5,834 ㎡ (0.1%)、給水収益は 959,443 千円で、前年同期に比べ 8,960 千円 (0.9%) それぞれ増加し、昨年に引き続き収益は増加したが、長期的には、給水人口の減少や単身世帯の増加、節水型機器の普及により、給水量及び給水収益の減少が予想される。

(2) 重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況

〇配水管の故障時における対応事務

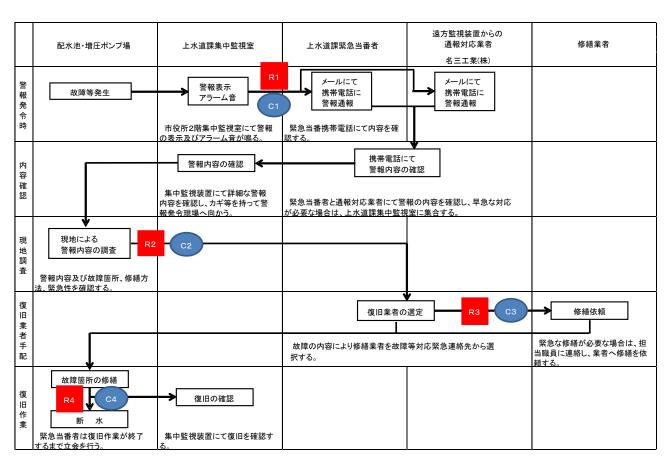
水道部上水道課では、夜間・休日において施設故障が発生した場合、配水管については、道路及び民地への浸水や陥没等が想定されるため、上水道課の緊急当番職員が現地の状況を確認した上で、修理当番業者等に依頼して応急復旧を実施している。



リス クNo.	リスク	リスク評価	統 制 No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	上水道課緊急当番者に連絡がとれ ない	低	C1	宿直室に緊急当番表を配備し、市民等から の事故情報は、宿直室経由で緊急当番者の 携帯電話に連絡される。緊急当番に連絡が とれない場合でも、課長の携帯電話に連絡 されることになっている。	都度
R2	的確な対応の判断等ができない	中	C2	上水道課緊急当番者が事故現場の状況を 調査し、事故の内容、緊急性等を確認した 上で水道修理当番業者を手配する。	都度
R3	水道工事業者の手配・確保ができな い	中	СЗ	経験の浅い職員については、ベテラン職員 等がバックアップし、日常の業務におい て、実際の漏水等の対応実績を積む。	都度
R4	断水	福	C4	水道修理当番として内修(毎日 24 時間対応)、外修(土日祝祭日の24 時間対応)と 現場に応じた業者が待機し、早期復旧が出 来るような体制としている。	都度

〇配水池・増圧ポンプ場の故障時における対応事務

配水池、増圧ポンプ場については、遠方監視による警報が発令される。携帯端末を持つ上水 道課の緊急当番職員が遠方監視通報対応業者と通報内容の確認を行い、増圧ポンプ停止等によ る断水など早急な対応が必要な場合は、現地にて通報内容、故障状況、修繕方法、緊急性を確 認し、現場復旧に努める一方、故障内容に対応した修繕業者に修繕を依頼して応急復旧を実施 する。また、台風接近時の災害対応については、停電による増圧ポンプ停止の可能性があるた め、数名の職員が本庁内で待機し、発電機設置等の準備を行っている。



リス クNo.	リスク	リスク評価	統 制 No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	上水道課緊急当番者に連絡がとれ ないことによる事故対応の遅れ	低	C1	故障等が発生した場合、上水道課緊急当番者の携帯電話に警報通報が入る。緊急当番者が気づかない場合でも、通報対応業者及び課長以下数名の職員の携帯電話にメールよる通報が届くようになっており、故障対応の遅延を防ぐ。	都度
R2	適切な故障原因の特定及び対応ができない	高	C2	上水道課緊急当番者にて通報対応業者と 故障内容、緊急性等を特定するのにあた り、知識不足の職員でも適切に判断、行動 ができるよう、事案別の対応マニュアルの 作成及び講習会等を行っている。 なお、実際に現地で判断できない場合は、 担当職員及び課長に相談する。	都度
R3	専門業者の手配・確保ができない	高	С3	水道施設は早期復旧が求められるため、協力業者の業務内容、組織体制等を十分把握しておくとともに、迅速に連絡ができるように夜間、休日の連絡方法・連絡先を整理している。	都度
R4	断水	高	C4	停電等に伴い増圧ポンプが停止し、断水に なった場合などは、課長の指示のもと必要 な人数の職員を召集する。	都度

(3) リスクに対する意見・要望

夜間・休日の配水管故障時は緊急当番職員が現地確認し、必要に応じて修理業者を手配して緊急修繕を行っているが、誰が現地確認しても同レベルで行動、判断が出来るようにチェック項目を標準化し、文書化していただきたい。また、緊急修繕については、業者より過度な請求をされることが無いよう、請求内容を精査し、正当な額を支払うようにしていただきたい。

配水池及びポンプ施設の故障については、集中監視の警報内容を記録に残して分析し、故障し易い箇所を特定した上で、大規模な故障に繋がる前に、あらかじめ集中的に修繕し、予防に繋げていただきたい。また、現地での対応については、利用者に対する影響が大きい故障を中心とした対応マニュアルを文書化し整備していただきたい。

(4) その他の意見・要望

配水管や配水池及びポンプ場で大規模な異常や故障が発生した場合、迅速な公表が求められるが、水質汚染の程度、断水エリアの程度によっては、住民への説明だけで済む場合もあるのでレベルを区分けし、どのレベルに達した場合に公表するのか、判断基準を確立していただきたい。

2 下水道課

(1) 業務状況

ア 汚水事業

平成30年9月末現在における汚水事業の状況は、処理区域面積1,867.3haで整備率96.1%、接続世帯数は42,515世帯で接続率は84.3%であり、前年同期に比べ接続率は1.3ポイント増加している。

処理水量は 5,589,275 ㎡であり、前年同期に比べ 274,709 ㎡ (5.2%) 増加している。また、処理水量から不明水量を除いた有収水量と処理水量を対比した有収率は 87.0%であり、前年同期に比べ 3.5%低下している。

イ 雨水事業

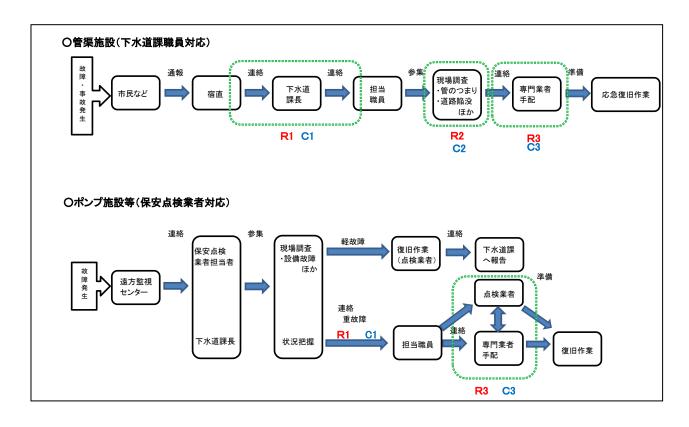
管渠の整備、排水ポンプ場の施設の改築、更新については、国庫補助事業の支援制度が 平成28年度よりストックマネジメントに移行されたため、平成30年度末完成を目指し、 全体計画の策定に取り組んでいる。

(2) 重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況

〇夜間休日の施設故障対応事務

水道部下水道課では、夜間・休日に施設故障が発生した場合、管渠施設については、管閉塞による溢水や、道路陥没の誘発等が想定されるが、下水道課職員が現場状況確認の上、協力業者に 依頼して応急復旧を実施し、併せて原因調査に着手する。

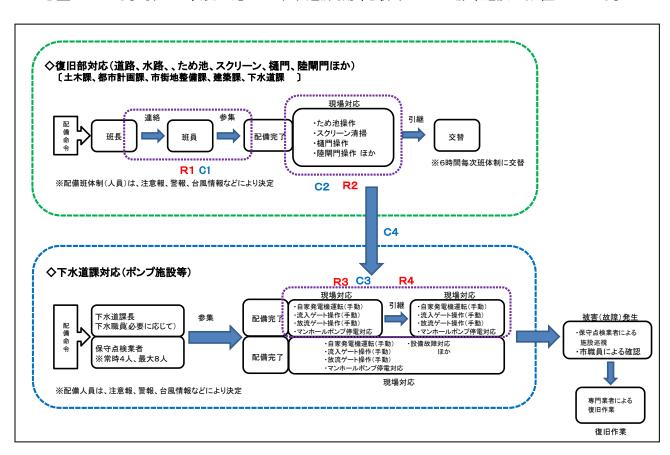
排水ポンプ場等については、主に電力受電やポンプ・沈砂設備等の故障について 24 時間遠方監視を行っている。保守点検業者が現地へ状況確認に急行し、現場復帰に努めるとともに、故障状況により、職員へ連絡する体制を執っている。



リス クNo.	リスク	リスク評価	統 制 No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	連絡の遅延	低	C1	確実で迅速な連絡が遂行されるよう、複数 の連絡方法(携帯電話、SNS、自宅電話) や、バックアップの連絡要員を示した緊急 連絡網により、連絡の遅延を防ぐ。	都度
R2	事故の発生	高	C2	長期休暇 (年末・年始)、県外滞在など職員の在宅状況を事前に確認する。	都度
R3	専門業者の手配・確保	中	СЗ	防災行政無線の取扱いに習熟する。	都度

〇台風接近時の災害対応事務

台風や大雨による災害対応については、建設部と下水道課による「復旧部」として非常配備体制を整えており、1 班約 4 名、計 14 体制で気象情報等に基づき 24 時間対応できる体制を維持している。また、排水ポンプ場等については、最大 8 名による保守点検業者の非常配備態勢を整えている。併せて状況に応じて下水道課職員を排水ポンプ場等施設に配置している。



リス クNo.	リスク	リスク評価	統制 No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	連絡の不徹底、参集の不履行	低	C1	気象情報、災害対策本部からの指令など から、あらかじめ、班長から班員に自宅 待機を含めた準備情報を事前連絡する などをして、連絡の遅延を防ぎ、確実な 参集を図る。	都度
R2	現場対応力の不足(復旧部)	福	C2	台風の強さ、大きさ、降雨量を事前に把握し、参集人数を的確に判断(想定)する。	都度
R3	現場対応力の不足(下水道班)	福	СЗ	樋門操作、陸閘門などの開閉操作を正確 に実施できるよう、定期的な操作訓練を 実施する。	都度
R4	人員不足の発生	中	C4	ため池の洪水調整について確実な操作 ができるよう、適性な人材を割り当て、 復旧部本部より適切な指示を出す。	都度

(3) リスクに対する意見・要望

夜間休日の施設故障対応については、現場では誰もが同レベルで対応できるようにしていただきたい。除塵機のごみ詰まり等の軽故障は遠方監視の委託業者が対応して事後報告としているが、故障の記録を分析して内容に応じた予防対応を講じられたい。

台風接近時の災害対応については、職員が復旧部と下水道班を兼務している関係上、連続した勤務となる場合があるため、ポンプ場対応のために職員を招集する際は、建設部と調整するなどして長時間勤務とならないよう十分配慮していただきたい。

市立半田病院

(1) 事業の実施状況

ア 業務の状況について

市立半田病院は、地域の医療を担うかかりつけ医を支援する能力を備えた「地域医療支援病院」や 24 時間体制による高度な救急医療を提供する知多半島医療圏唯一の「救命救急センター」、災害発生時に被災地内の重傷傷病者等を受け入れることが可能な体制を有する「災害拠点病院」、専門的ながん医療の提供や患者に対する相談支援などを行う「地域がん診療連携拠点病院」、「臨床研修指定病院」などを備え、医療連携の強化、急性期医療の提供、災害時の医療拠点の確保を重要な使命としている。

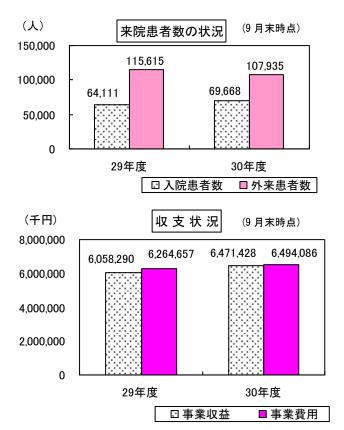
本年度は南海トラフ地震等の被災時に備えた、患者搬出を中心とした緊急避難訓練を行い、万が一の事態を想定したうえで、患者の安全を守る取り組みを進めている。また未収金回収業務の一部を弁護士法人に委託し、回収業務を強化することで、経営のさらなる健全化にも注力している。

イ 患者数について

平均在院日数は 0.2 日延びたこと、かつ病床 稼働率が 6 ポイント上がったことにより、延べ 入院患者数は前年同期に比べ 5,557 人 (8.0%) 増加したが、延べ外来患者数は前年同期に比べ て 7,680 人 (7.1%) 減少した。

ウ 経営状況

事業収益は、前年と比べ 413,138 千円 (6.4%) 増加している。これは主に、入院患者の一人当たりの単価及び患者数が増加したこと、外来の単価の増加によるもので、入院単価で19円(0.03%) 患者数は5,557人(8.0%)の増、外来の患者数は7,680人(7.1%)減少したものの、単価が1,480円(9.3%)増加している。事業費用は、229,429千円(3.5%)増加している。これは主に、材料費125,819千円(7.7%)の増加で、抗がん剤等の高額な薬品使用によるものである。また看護師や医療技術院の職員数増、退職給付金増により、給与費が78,307千円(2.4%)の増加となっている。



エ 新病院建設について

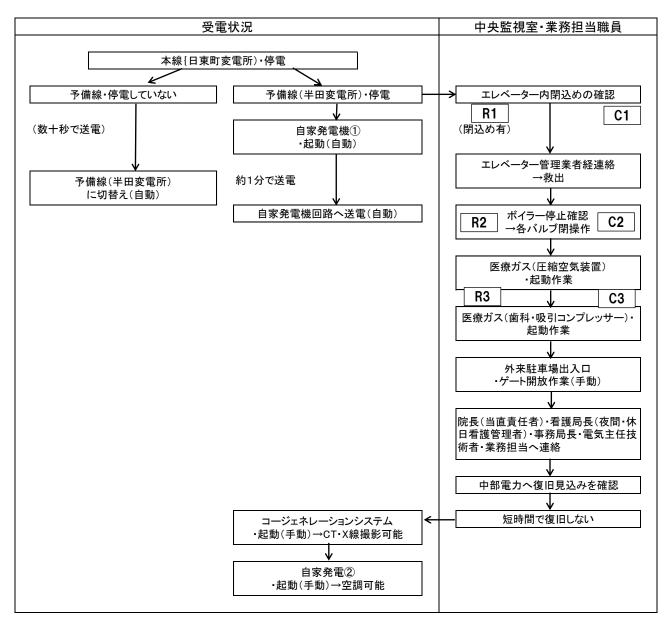
建設候補地検討委員会の答申を踏まえ、建設予定地が決定し、隣接する常滑市との医療提供体制等協議会では医療提供体制の連携、経営統合及び独立行政法人化について、基本合意に至った。今後さらなる協議を続け、開院時期に遅延のないよう、速やかな建設計画の推進が求められる。

また、老朽化の進んでいる現病院の使用期間が延びたことで、修繕計画等も変更となる。 修繕により対応するのか、前倒しで新設備を導入するのか、コストと効果を考え、質の高い 医療の提供のために最善策を取られたい。

(2) 重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況

〇停電時の対応に関する作業事務【管理課】

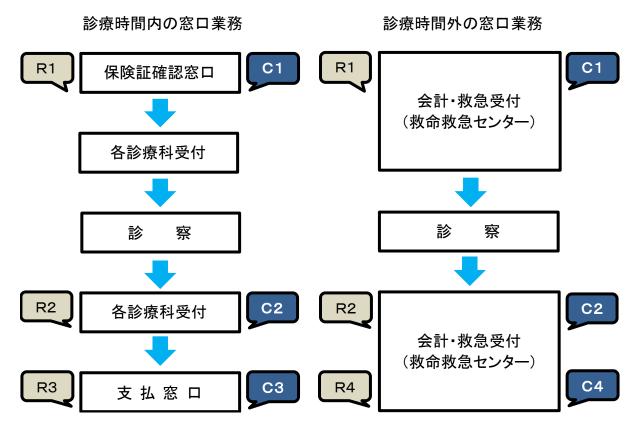
停電時にも病院機能を維持するため、受電設備の点検時(年1回)に停電作業を実施し、災害時対応訓練を行っている。



リスク No.	リスク	リスク評価	統制 No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	エレベーター内、閉込め有無の確認誤り	高	C1	担当者は1基ごとにインターホンで 呼びかけをして確認する。全基(11 基)確認後、もう一度全基、再確認を する。	都度
R2	停電によるボイラー停止時に おけるバルブ操作誤り、停止 していても高温となっている ボイラーが空焚き状態となり 水位低下	高	C2	バルブ操作終了時に操作者は、停電時 チェック表に記入する。責任者は、チ ェック表に漏れがないか確認をする。	都度
R3	自家発電回路送電後の医療ガス装置の起動操作忘れ	高	СЗ	起動作業終了時に操作者は、停電時チェック表に記入する。責任者は、チェック表に漏れがないか確認をする。	都度
作業全体	時間にとらわれすぎて、安全 に操作できない。	高	_	マニュアル、手順書、チェック表をもとに安全を第一に作業を実施する。	都 度

○ 窓口業務に関する事務【医事課】

医事業務における窓口業務は、保険証等の確認から、診療案内、診療費の計算およびその請求等を行っている。診療時間内は、それぞれ担当窓口が決められているが、診療時間外は、全て1つの窓口で行っている。



リス クNo.	リスク	リスク評価	統制 No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	保険確認の際、預かった保険証等を紛失する。	高	C1	・保険証等の確認は、それを預かることはせず、確認後すぐに返却する。 ・登録が必要な場合など、事務に時間を要す場合は、患者の同意を得てそれをコピーし、保険証等はすぐに返却する。	都度
R2	他の患者の会計書を誤って渡す。	中	C2	・会計書を渡す際は、必ず患者に名前を名乗ってもらい(必要に応じ生年月日)、本人であることを確認する。	都度
R3	支払窓口で収納された現金 を紛失する。	高	СЗ	・支払窓口の締め処理後、収納され た現金残高と、システム上における 入金残高を突合し、整合確認する。	毎日
R4	診療時間外窓口で収納され た現金を紛失する。	高	C4	・2 時間ごとに収納した現金と会計書を突合し、現金の過不足がないか確認する。 ・確認ができた現金は、手提金庫にて保管する。	随 時

(3) 要望事項

「新病院建設について」【管理課】

現病院に導入できていない必要設備の導入を、十分検討していただきたい。例えば、電気回路の二重経路や二重電源等は通常のオフィスには不要だが、半田病院が知多半島唯一の救命救急センターを有し、かつ医療拠点病院でもあることを考えると、過剰な設備とは言い切れない。他にも電子カルテ等、医療機関の基本的機能としてどのような事態でも常に使用可能であることが求められる設備の災害対策や、個人情報管理のための執務室への入室管理システムなどは、積極的に導入を図られたい。

「医療費の未払い対策について」【医事課】

弁護士法人への未収金回収業務委託は、積年の課題である医療費未払い案件を、弁護士に回収委託をしているものであるが、初回分から回収効果が得られていることと成功報酬制でコスト面でも余分な支出がないことから、今後の成果を非常に期待している。委託業務であっても、弁護士法人に任せきりにすることなく、回収ノウハウの提供を受け、職員が回収スキルを高めることにも期待したい。時間とコストを掛けてでも未払い医療費の回収に注力することは、支払っている患者に対する我々の責務であることを肝に銘じていただきたい。

第4 むすび

監査の結果は以上のとおりである。

今回の監査は、小中学校、幼稚園などの施設へ出向き、毒物、劇物の薬品庫や金庫内の管理 状況及び個人情報の管理状況について、説明を聞きながら現場確認を行うと同時に、修学旅行 や遠足などイベント開催時のリスクや対応方法について協議した。建設部については、所管す る施設、設備の管理、公営企業会計を適用している上下水道事業、半田病院事業については、 主に休日や時間外、停電時の業務執行上の重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状 況について確認した。

総括的には、多くの施設、設備が老朽化し更新時期を迎えている中、事故やトラブルなく 運営できている各課職員の管理体制は評価している。重大リスクが発生した場合の迅速な各種 対応策は必須であるが、本来、事故やリスクの発生を抑制する予防にこそ重点を置くべきであ り、何事もなく事業が執行されている運用面を評価する視点を持っていただきたい。もちろん、 現在の業務フローが問題なく機能しているからといって、今後も事故やトラブルなく継続でき る保証はない。市民要望は高くなる一方、施設、設備は老朽化し続けるなど、行政を取り巻く 環境は変化している。日々、見直し及び改良する姿勢こそ、無事故を継続していく秘訣である。 また、施設、設備は壊れてから修繕、更新対応する事後保全がコスト的には有利とされている が、一定の耐用年数等により更新する予防保全、故障する予兆があった際、安全面を考慮して 交換する予兆保全も施設、設備の用途や使用内容に応じて採用すべきと考える。そのためには 明確な基準を作成し、いかなる状態となった場合に修繕、更新できるのかを決定しておくこと が必要となる。コストや安全性に加え、地域性、活用頻度などの様々な視点から、各施設、設 備ごとの更新基準作成については、全庁的に積極的に取り組んでいただくよう要望する。

以下、各課別の意見・要望等を申し述べる。

土木課では、重点目標として「道路瑕疵管理の発生ゼロ」を掲げて、道路パトロールを実施 しており、危険箇所の早期発見や経過観察を行い、緊急修繕等で対応することで、重大事故の 未然防止に努めていることを高く評価する。

住民要望、マイレポ半田による道路維持修繕依頼の内、比較的簡単にできるものは、すぐやる隊と協力体制を取り、スピーディーに対応している。すぐやる隊は市長公約でもあり、その活躍については、広く市民に知ってもらう必要があるので、市報やホームページなどを活用してPRしていただきたい。

建築課では、市営住宅については、安心して暮らすために住居の安定性を確保することは必要不可欠であることから、政策的に重要な位置づけであることは理解できたが、人口減少化に伴い需要は減りつつある。必要戸数に過不足のない市営住宅長寿命化計画の策定が求められる。開発行為許可申請については、誤りのない許可証の交付のため、幾重にも確認作業を行っている体制を確認できた。誤りは賠償責任につながる危険性があるため、正確性を重視する現行の体制を維持していただきたい。

私有財産であっても、空き家や倒壊の恐れのあるブロック塀など、市民の安全に影響を及ぼす建造物を放置しておくことはできない。災害時にも重大事故につながらないよう、所有者に対して日常管理に努めるよう注意喚起をしていただきたい。また、そのような私有財産を、所有者が修繕、取り壊し等を進める場合に、活用できる補助金等のPRを積極的に行い、公共の安全が図られることを推進されたい。

学校の監査で感じたことは、幼稚園や保育園で行われている所管課の内部統制が機能していないことであった。監査の指摘事項を全ての施設で情報共有し、一斉に改善する仕組みが無いため、他校で指摘済の問題点を再び指摘することとなった。例えば毒物・劇物管理では、共通のマニュアルが整備されていても、担当する理科主任及び管理職の裁量により、運用面の違いで各校にレベル差が生じている状態であり、横連携が機能していない現状を認識した。これを解消するためには、小中学校を統括すべき学校教育課が、全ての小中学校へ改善事項を周知す

るとともに、場合によっては現地指導を行うほか、校長会や事務担当者会において確実に情報 を共有するなど、危機管理意識の向上を図る必要性を強く感じている。

また各学校が自ら内部統制を構築していく一例として、今回は、修学旅行、遠足などのイベント実施におけるリスクと対応策を協議したが、提示のあったリスクについては、ただの一例にすぎないことを認識し、さまざまなケースを想定したコントロール方法をより具体的、実践的に議論していただきたい。また実施内容についても他校の情報収集に努めるとともに、スケールメリットを活かすように他校との連携交渉も検討していただくことを要望する。

花園幼稚園では、接続道路が狭隘なためバスが接近できず、園児の安全を考え雨天時にはバス遠足が実施できない実態を確認した。中止の際のキャンセル料請求を考えるとバス遠足自体を廃止することも視野に入れているとのことだが、園児が楽しみにしているイベントであり、存続できるよう関係者との前向きな検討をお願いしたい。

学校教育課・生涯学習課では、老朽化したハードの更新が課題となっていることを確認した。1小学校区に1公民館との基本方針がある中、学校敷地内への公民館併設、建設順位の決定など、計画決定に至るまで難航が予測されるが、地域住民、関係者と徹底した議論を交わしたうえで、基本合意となれば、スピード感を持って推進していただきたい。それまでは、市が現在の施設管理の責任部署であることを強く認識し、日常的に管理運営を行っている県職員や地域住民の代表者である公民館長との連携強化に努めていただくよう要望する。

上水道事業については、給水人口及び給水戸数が増加し、給水収益は増収傾向にあるが、節水意識の高まりや節水型機器の普及など、全国的に水の使用量は減少へ転じることが見込まれている。県水の受水調整により経費削減に努めているが、今後は配水管の老朽化対策など多額の設備投資を要するため事業経営への影響が懸念される。安定した経営基盤のもと、将来に渡り安全かつ安心で良質な水を市民に提供できるよう、置かれた環境・条件に適した事業経営となるよう努められたい。

下水道事業については、地方公営企業法適用後3年目を迎え、効率的、合理的な事業運営及び健全財政を目指しているところであるが、下水道事業は、設備投資と維持管理に多額の費用を要する事業であり、引き続き、経営面で厳しい状況にある。今後も戸別訪問、共同住宅所有者へ接続依頼など接続率向上対策に努め、経営改善に取り組んでいただきたい。

病院事業については、新病院建設予定地が決定され、速やかな建設の推進が図られるところである。スケジュール管理を徹底し、建設計画が遅延することのないよう十分に注意を払っていただきたい。また、二重電気経路や二重電源など、災害対策に重要であり、新病院建設時にしか導入できない設備については積極的に導入を検討していただきたい。老朽化している現病院の維持管理と、新病院建設のため、莫大なコストを要することは想像に難くない。市民への説明責任を果たすとともに、より一層経営の健全化を求めて真摯に努力していただくことを要望し、むすびとしたい。